

# 鳥取県指定障害児通所支援事業者等に係る指導監査実施要領

## 総則

### (目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22から第21条の5の24までの規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者、法第24条の15から第24条の17までの規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者又は指定障害児入所施設等の設置者等であった者及び法第46条の規定に基づき、児童福祉施設の設置者又は児童福祉施設の長（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）に対するその行った支援内容、障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の請求等に関する質問及び指導等（以下「指導」という。）並びに監査（以下「指導監査」と総称する。）について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び障害児通所給付費等の請求の適正化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 指導監査の実施者（以下「指導監査実施者」という。）は、指導監査対象の指定障害児通所支援事業者等の施設が所在する地域を所管する鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所の長又は子ども発達支援課長とする。

2 指導監査は、指導監査実施者の指導監督に属する職員（以下「指導監査担当者」という。）に行わせるものとする。

## 第2章 指導

### (指導の目的)

第3条 指導は、指定障害児通所支援事業者等に対し、次の鳥取県条例等に定める支援内容及び障害児通所給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底させることを目的とする。

- (1) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）
- (2) 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）
- (3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）
- (4) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (6) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚

生労働省告示第 123 号)

(7) 厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成 24 年厚生労働省告示第 128 号)

(実施計画の策定)

第 4 条 指導監査実施者は、毎年度、指導の実施に当たり、実施計画を策定するものとする。

2 前項の実施計画には、指導方針、指導対象となる指定障害児通所支援事業者等、実施時期及び実施方法その他指導監査実施者が必要と認める事項を定めるものとする。

(指導の形態)

第 5 条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

(指導対象の選定)

第 6 条 指導監査実施者は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、原則として次に定める基準に基づいて指導を行う。なお、オンライン等 (オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。) の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(1) 集団指導

指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて指定障害児通所支援事業者等を選定して実施する。

(2) 運営指導

次に掲げる区分ごとに、定期的に面接による個別指導を実施する。

ア 毎年度、指定障害児通所支援事業者等 (法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に係るものに限る。) を対象に実施する。

イ おおむね 3 年に一回、指定障害児通所支援事業者等 (法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に係るものを除く。) を対象に実施する。

ウ その他特に必要と認められる指定障害児通所支援事業者等を対象に実施する。

(指導の実施)

第 7 条 指導監査実施者は、指導を実施する場合には、原則として次のとおり行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者及び提出書類等について、文書により通知する。なお、別途、講習、研修又は会議等において周知している場合などは省略することができる。

イ 指導方法

障害児通所給付費等支給関係事務、障害児通所給付費等の請求内容、制度改正内容及び過去の指導における指導事例等について、講習、研修又は会議等の方式で実施する。なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況につ

いて確認する。

## (2) 運営指導

### ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 立会者の職氏名を監査実施者が指定する日までに報告すること。

(エ) 前各号に掲げるもののほか指導監査実施者が必要と認める事項

2 前項第2号アの(エ)の指導監査実施者が必要と認める事項は、次の各号の指示事項を含むものとする。

(1) 別に定める自己点検表の各項目を確認するとともに、指導に係る事前調書を作成し、1部を指導監査実施者が指定する日までに提出すること。

(2) 準備すべき書類を整理すること。

3 指導監査担当者は、運営指導を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 指定障害児通所支援事業者等から提出された前項第1号の指導に係る事前調書及び前回までの指導の結果等を検討し、当該指定障害児通所支援事業者等の運営状況を事前に把握しておくこと。

(2) 指導の開始に当たっては、立会者に対してその趣旨を十分説明し、理解と協力が得られるよう配慮すること。

(3) 指導は、法や鳥取県条例及び運営や書面により確認した客観的事実に基づいて行うこと。

(4) 常に品位を保持し、指導に対する信頼を得るように努めることし、徒に私見を強要し、又は単に不当を責めることに終始しないこと。

(5) 指導の終了後、立会者に対し口頭で講評を行い、改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その改善を指示すること。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

(6) 講評後、当該指定障害児通所支援事業者等からの要望又は意見等があれば、積極的に聴取するよう努めること。

(7) 指導中に、明らかに支援内容又は障害児通所給付費等の請求に不正又は著しい不当があると認める場合には、指導の中止を宣言した後、直ちに監査を行うことができること。

4 指導監査担当者は、次に掲げる場合は、運営指導を延期し、又は中止することができる。

(1) 拒否、妨害、忌避その他の理由により指導の実施が困難であるとき。

(2) 立会者を指導に立ち会わせることができないとき。

(3) 指導に必要な書類の大部分が指導の実施場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることが困難であるとき。

(4) 指導に必要な書類の記載が著しく不備であるため、指導の目的を達することが困難であるとき。

(5) その他特別の事情により指導を行うことができないとき。

5 指導監査担当者は、前項の規定により指導を延期し、又は中止したときは、遅滞なくそ

の旨を指導監査実施者に報告し、その指示を受けなければならない。

(運営指導実施後の措置)

第8条 指導監査担当者は、運営指導後遅滞なく、当該指導の結果を指導監査実施者に復命するものとする。

2 指導監査実施者は、前項の復命に基づき改善を要すると認める場合には、指導を行った日から概ね1月以内に、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を記載した通知をするものとする。

(1) 改善を要する事項

(2) 改善方法

(3) 法第21条の5の22、法第24条の15又は法第46条の規定に基づき、指導監査実施者が行った指導に従い、必要な改善を行うこと。

(4) 別に定める改善報告書を作成し、1部を指導監査実施者が指定する日までに提出すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか指導監査実施者が必要と認める事項

3 運営指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定障害児通所支援事業者等について、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、改めて運営指導を行う。

4 運営指導の結果、第10条に定める監査の対象に該当すると判断した場合には、速やかに監査を行う。

### 第3章 監査

(監査の目的)

第9条 監査は、次に掲げる情報を検証し、指定障害児通所支援事業者等が法第21条の5の23第1項各号、第21条の5の24第1項各号、第24条の16第1項各号及び第24条の17第1項各号に掲げる場合に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児通所給付費等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的とする。

(1) 通報、苦情又は相談等に基づく情報

(2) 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる情報

(3) 障害児通所給付費等の請求情報

(4) 運営指導等において確認した情報

(監査の対象)

第10条 監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 指定基準違反等を疑うに足る理由があるとき。

(2) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例に規定する指定の基準又は鳥取県児童福祉施設に関する条例に規定する最低基準に違反していると疑うに足る理由があるとき。

- (3) 度重なる運営指導によっても指摘事項が改善されないとき。
- (4) 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第 11 条 指導監査担当者は、監査を実施する前に、必要に応じて障害児通所給付費等に係る請求書等による書面調査を行うとともに、法第 57 条の 3 第 3 項の規定により、障害児入所支援を受けた障がい児の保護者若しくは障がい児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対する実地調査、その他必要な調査を行うものとする。

2 指導監査実施者は、監査を実施する場合には、原則として当該指定障害児通所支援事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第 7 条第 3 項第 7 号に規定する場合又は第 9 条の目的を達成するために指導監査実施者が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 立会者の職氏名を監査実施者が別に指定する日までに報告すること。
- (4) 準備すべき書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか監査実施者が必要と認める事項

3 指導監査実施者は、監査の対象となる指定障害児通所支援事業者等に対して、必要に応じて運営法人の代表者又は役員に相当する者に出席を求めるほか、支援担当者又は請求事務担当者等の関係者の出席を求めるものとする。

(監査後の措置)

第 12 条 監査担当者は、監査実施後遅滞なく、当該監査の結果を指導監査実施者に復命するものとする。

2 前条の監査において、当該指定障害児通所支援事業者等に法に違反する事実が確認された場合には、次に掲げる決裁権者の区分に応じて、法に基づく行政上の措置（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項、法第 24 条の 16 第 1 項若しくは法第 46 条第 3 項に基づく勧告（以下「勧告」という。）、法第 21 条の 5 の 23 第 2 項若しくは法第 24 条の 16 第 2 項に基づく公表（以下「公表」という。）、法第 21 条の 5 の 23 第 3 項、法第 24 条の 16 第 3 項若しくは法第 46 条第 3 項に基づく命令（以下「命令」という。）又は法第 21 条の 5 の 24 第 1 項若しくは法第 24 条の 17 に基づく指定の効力の全部若しくは一部停止若しくは取消し若しくは法第 46 条第 4 項に基づく事業の停止（以下「取消処分等」という。）をいう。以下同じ。）を機動的に行うものとする。

- (1) 子ども家庭部長（以下「部長」という。）

法第 24 条の 16 第 1 項に基づく勧告、法第 24 条の 16 第 2 項に基づく公表、法第 24 条の 16 第 3 項に基づく命令、法第 24 条の 17 に基づく指定の効力の全部又は一部の停止若しくは取消し

- (2) 指導監査実施者

法第 21 条の 5 の 23 第 1 項又は法第 46 条第 3 項に基づく勧告、法第 21 条の 5 の 23 第 2 項に基づく公表、法第 21 条の 5 の 23 第 3 項又は法第 46 条第 3 項に基づく命令、法第 21 条の 5 の 24 第 1 項に基づく指定の効力の全部又は一部停止若しくは取消し、法

#### 第 46 条第 4 項に基づく事業の停止

- 3 勧告を行う場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
  - (1) 基準に違反する事実
  - (2) 基準を遵守すること。
  - (3) 前項各号に定める決裁権者が指定する日までに文書により勧告に対する報告を行うこと。
  - (4) 勧告に従わなかったときは、法第 21 条の 5 の 23 第 2 項又は法第 24 条の 16 第 2 項の規定に基づき、その旨を公表すること。
  - (5) 前号によっても、勧告に従わなかったときは、法第 21 条の 5 の 23 第 3 項、法第 24 条の 16 第 3 項又は法第 46 条第 3 項の規定に基づき勧告に係る措置等をとるべきことを命じることがあること。
- 4 命令は、指定障害児通所支援事業者等に対し、次に掲げる事項を通知することし、併せて法第 21 条の 5 の 23 第 4 項又は法第 24 条の 16 第 4 項の規定に基づき、法第 21 条の 5 の 23 第 3 項又は法第 24 条の 16 第 3 項に基づく命令をした旨を公示するものとする。
  - (1) 勧告内容
  - (2) 第 2 項各号に定める決裁権者が指定する日までに文書により命令に対する報告を行うこと。
- 5 第 2 項各号に定める決裁権者は、監査の結果、法第 21 条の 5 の 24 第 1 項各号、法第 24 条の 17 第 1 項各号又は法第 46 条第 4 項のいずれかに該当し、当該指定障害児通所支援事業者等の取消処分等を行うことが適当と認める場合には、当該取消処分等を行うこととし、併せて、次に掲げる決裁権者の区分に応じて取消処分等をした旨を公示するものとする。
  - (1) 指導監査実施者  
法第 21 条の 5 の 25 第 1 項第 3 号に基づく取消処分
  - (2) 子ども発達支援課長  
法第 24 条の 18 第 1 項第 3 号に基づく取消処分
- 6 命令又は取消処分等を行うときには、監査後、命令又は取消処分等対象の指定障害児通所支援事業者等に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、命令にあっては弁明の機会の付与を、取消処分等にあっては聴聞を行うものとする。ただし、同条第 2 項に該当する場合は、この限りでない。
- 7 第 2 項に規定する行政上の措置を行わない場合には、第 8 条第 2 項の規定を準用する。

#### 第 4 章 市町村との協力

(指導及び監査の共同実施等)

- 第 13 条 指導監査実施者は、第 4 条第 1 項の実施計画を策定した場合には、管内の市町村長に対し、当該実施計画を通知するものとする。
- 2 指導監査実施者は、監査を実施しようとする場合には、関係する市町村長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第 7 条第 3 項第 7 号に規定する場合又は第 9 条の目的を達成するために指導監査実施者が必要と認める場合は、この限りでない。
  - (1) 監査を実施すること。

(2) 第 11 条に規定する書面調査及び実地調査等に協力すること。

3 指導監査実施者は、第 2 条の規定にかかわらず、必要に応じて関係する市町村の職員と共同して指導及び監査を行うことができる。

(情報の提供)

第 14 条 指導監査実施者は、指定障害児通所支援事業者等に指導を行った場合には、関係する市町村長に対し、指導結果及び第 8 条第 2 項第 4 号の改善報告書の内容を通知するものとする。

2 指導監査実施者は、指定障害児通所支援事業者等に監査を行った場合には、関係する市町村長に対し、監査の結果（行政上の措置を含む）及び次に掲げる事項を、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の 1 項に基づく技術的助言として通知するものとする。

(1) 第 12 条第 2 項に基づく行政上の措置を行い、当該指定障害児通所支援事業者等が法第 57 条の 2 第 2 項の不正利得があると認められる場合には、障害児通所給付費等について不正利得を返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収すること。

(2) 監査の結果、支援内容又は費用請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5 年間であること。

(3) 技術的助言に対する処理結果を報告すること。

## 第 5 章 雑則

(実施計画の通知)

第 15 条 指導監査実施者は、第 4 条第 1 項の実施計画を策定した場合には、子ども発達支援課長に当該実施計画を通知するものとする。

(監査の結果通知)

第 16 条 指導監査実施者は、当該年度の指導監査の実施状況について、翌年度の 5 月末までに、子ども発達支援課長に通知するものとする。

(監査結果等の通知)

第 17 条 指導監査実施者は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を部長に通知するものとする。

(1) 監査を実施する前にあつては、第 11 条第 2 項各号に掲げる事項その他参考となる資料

(2) 監査実施後にあつては、基準に違反する事実及びその後の措置内容並びにその他参考となる資料

(合同指導監査の実施)

第 18 条 指導監査に当たっては、必要に応じて関係課及び関係機関の協力を得て、合同で実施することができる。

2 鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱（平成 29 年 3 月 30 日第 201600202610 号鳥取県福祉保健部障がい福祉課長通知）に基づく指導監査との間で、指

導監査事項の整合性を図るとともに効率的な指導監査に努めるため、指導監査体制及び書類の提出等を一体的に実施し、又は一部を省略することができる。

(情報の開示)

第19条 指導監査実施者は、この要領に基づく指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施結果について、県のホームページにその情報を登載するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、指導監査の実施について次に掲げる事項は、子ども発達支援課長が別に定める。

- (1) 第7条第2項第1号の自己点検表及び指導に係る事前調書
- (2) 第8条第2項第4号の改善報告書
- (3) 前各号に掲げるもののほか指導監査の実施に必要な事項及び細目

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年3月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月27日から施行し、平成29年度から適用する。  
(指導監査の種別に係る特例的措置)
- 2 改正後要領の施行日以前において、従前の要領第5条の規定に基づく実施計画を定めていた指導監査実施者は、改正後要領第1条に示す指導のうち、第5条に規定する運営指導を一般監査と読み替えるものとし、第6条以下の各条項についても同様とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年6月11日から施行する。